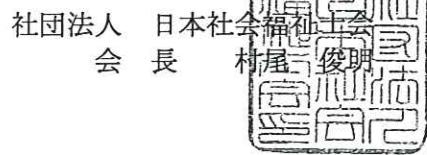


日社福士2008-475  
2008年12月8日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
部長木倉敬之様



### 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会中間報告書」 に関する要望意見について

このたび、精神保健福祉士を取り巻く環境の変化等に対応するために、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」において、精神保健福祉士に関する種々の検討がなされていることに敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

つきましては、上記検討会中間報告書（以下「中間報告書」という。）の内容に關係する専門職団体である社団法人日本社会福祉士会として、以下の要望意見を申し述べさせていただきますので、今後の検討等においてご配意下さいますようお願い申し上げます。

#### 1. 「社会福祉士」との関係性について

今回の中間報告書では社会福祉士との関係性が全く触れられていませんので、両資格をどのような関係に位置づけようとしているのかが不明です。

しかし、その一方で中間報告書では次のことが示されています。

- (1) 今後の精神保健福祉士の役割が、支援対象者を精神障害者に特化しているとはいえ、その機能と役割は社会福祉士と共通するものとなっていること
- (2) 職域の拡大として示されている、行政・司法・教育・労働などの分野についても、対象を限定しているものの、役割は社会福祉士と類似していること
- (3) そのため、必要となる技術等も社会福祉士と同様になっていること

このように見ていきますと、支援対象者を限定するか否かの違いがあるのみで、社会福祉士との共通項がますます増えることが示されておりましたから、社会福祉士に対する精神保健福祉士資格の在り方について整理が必要と考えます。

特に中間報告書で示された、行政・司法・教育・労働などの分野における職域の拡大においては、社会福祉士が担う場合と違いがあるのか、もしくは機能的には同じなのか、などの整理を行わないと精神保健福祉士の養成や実務等において混乱をきたすと思われます。もし、社会福祉士と精神保健福祉士が同じ役割を担うのであれば、資格の違いによる優劣が生じないような整理が必要であります。

#### 2. 「障害者自立支援法」等との関係について

「障害者基本法」の理念や、「国際生活機能分類（ICF）」の障害の概念なども踏まえて、平成17年10月に成立した「障害者自立支援法」においては、3障害（身体障害者、知的障害者、精神障害者）を一体化し、障害者施策を一元化することにより、障害種別を越えて共通の基盤で利用者本位のサービスを提供することができるようになったところであります。しかし、障害者が地域において安心して自立した生活を送るための支援活動には、専門職間に共通する役割がありますことから、社会福祉士の業務との関連性についての整理が必要と思われます。

### 3. 「社会福祉士及び介護福祉士法」改正時の附帯決議との関連について

平成19年11月の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正時に示された衆議院及び参議院での附帯決議において、「専門社会福祉士の仕組みについて検討を行うこと」とされたことにもとづき、現在、「専門社会福祉士研究委員会」（委員長：橋本正明 立教大学教授、事務局：日本社会福祉士会）において、精神保健福祉士会代表者等も含めた関係者による検討会を開催中でありますことから、障害者等に対して、より専門的な対応を可能とする「専門社会福祉士（仮称）」との関連性についても何らかの言及があつてよいものと考えます。

なお、専門職資格の整理は簡単に結論を出せるものとは思えませんが、現実的に社会福祉士、精神保健福祉士の役割・機能が似通ってきておりことを踏まえますと、将来的にはソーシャルワーカーとしての資格の統一をも視野に入れた議論が必要なのではないかと思われます。

### 4. 「市町村福祉事務所」等への配置について

行政に関する分野への職域の拡大においては、福祉行政の中核を担う市町村福祉事務所等の職員として、社会福祉士等を配置して、対象を限定しない支援活動に専念できるようになることが重要であります。特に、今後の医療・保健・福祉サービスが、地域社会、在宅支援、個別自立支援を重視した展開が図られていますことから、支援の中核となる専門職の一人として社会福祉士等を積極的に配置して頂きたいと思います。

### 5. 「検討会委員」としての参画について

精神保健福祉士の制度検討は、上記のように社会福祉士との関係性を考慮することが重要と考えますことから、今後、検討が行われる際には、本会からの委員参画を考慮していただきますようお願いいたします。

### 6. その他

(1) 教育に関する分野で示されたスクールソーシャルワーカーの説明では、「教員の精神疾患患者の増加などを背景に……」と書かれていますが、文部科学省が示した「スクールソーシャルワーカー」の説明ではこのことについては触れられていないことから、そのような認識にもとづいた対応策については、別途の検討に委ねるべきものと思われます。

(2) 現在、各方面で下記のような福祉・医療等関係専門職の領域別、機能別などの固有の身分を有するソーシャルワーカーとして位置付けることが検討されているとの情報があります。

しかしながら、それらはいずれも「ソーシャルワーカーとして或る分野のソーシャルワークを主担当業務としている者」であるとの認識に立つ必要がありましょう。

そのようなことから、今後ともソーシャルワークに携わる専門職としての役割・身分等については、総体的、横断的な検討が必要であると思われます。

\*検討中と思われる「ソーシャルワーカー資格」の例示

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ①スクールソーシャルワーカー    | ②コミュニティソーシャルワーカー |
| ③ファミリーソーシャルワーカー   | ④アドバンストソーシャルワーカー |
| ⑤レジデンシャルソーシャルワーカー | ⑥就労支援ソーシャルワーカー   |
| ⑦リーガルソーシャルワーカー    | ⑧虐待対応ソーシャルワーカー   |
| ⑨障害者ソーシャルワーカー     | ⑩メディカルソーシャルワーカー  |
| ⑪退院・退所対応ソーシャルワーカー | など               |

以上

<参考 社会福祉士と中間報告に示された精神保健福祉士の比較>

(1) 定義及び連携

<社会福祉士法>

改正後	改正前
<b>第2条（定義）</b> 「専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、 <u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者</u> その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（「相談援助」）を業とする者」	<b>第2条（定義）</b> 「専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（「相談援助」）を業とする者」
<b>第47条（連携）</b> 「その担当する者に、 <u>福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービス</u> その他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、 <u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者</u> その他の関係者との連携を保たなければならない。」	<b>第47条（連携）</b> 「医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。」

<精神保健福祉士法>

中間報告書	現行法
<b>第2条（定義）</b> <b>【追加内容】</b> 「精神障害者の <u>地域生活の支援</u> を担う者」	<b>第2条（定義）</b> 「精神障害者の社会復帰の支援を担う者」
<b>第41条（連携）</b> <b>【追加内容】</b> 「 <u>福祉・労働・司法・教育などの様々な領域の専門職種・関係機関との連携</u> を図る」	<b>第41条（連携）</b> 「医療関係職種との連携を図る」

(2) 社会福祉士と精神保健福祉士の役割の対比

<社会福祉士の役割（通知等で示されている内容）>

- ①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- ②利用者がその有する能力に応じて、尊厳をもった自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- ③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

<精神保健福祉士の求められる役割（中間報告書で示されている内容）>

- ①精神障害者の地域移行・地域生活支援
  - 援助計画の作成、指導、家族環境の調整
  - 就労支援
  - 他職種・関係機関・ボランティアと連携し、必要な社会資源を整備、開発するための地域づくり

### (3) 社会福祉士と精神保健福祉士の技術の対比

<社会福祉士の技術（通知等で示されている内容）>

- ・福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
- ・サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
- ・地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術

<精神保健福祉士の求められる役割（中間報告書で示されている内容）>

- ・適切なサービスに結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保するためのケアマネジメント
- ・他の分野の専門家との助言に基づくコンサルテーション
- ・人的・物的資源の連携により、提供するサービスの充実や効率化、継続性の確保などのためのチームアプローチ及びネットワーキング

### 国家資格取得時の力量イメージ（養成カリキュラム）

#### 精神保健福祉士

ソーシャルワークの共通基盤（共通科目）		訓練指導、他
高齢者・障害者・児童・・・		精神

#### 社会福祉士

ソーシャルワークの共通基盤（共通科目外）		訓練指導、他
高齢者・障害者・児童・・・		精神
ソーシャルワークの共通基盤（共通科目）		